

資料 1

令和 2 年 1 月 2 日 市議会定例会 提出議案の要旨

目 次

1 報告案件	1
2 議決案件	15
3 同意案件	51

※ この資料は、議会開会当日、議場
へ持参してください。

資料作成 令和 2 年 1 月 26 日

1 報告

報告第13号 専決処分の報告について

【処分内容等】

1 損害賠償額の決定について

(1) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和2年10月1日 豊専第51号	令和2年6月8日午後2時25分頃、前山町三丁目地内において、公用車（ごみ収集車）でマンション敷地内に進入しようとしたところ、内輪差により車止めポールに接触したもの
損 害 賠 償 額	91,300円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	車止めポールの損傷
備 考	<p>1 事故発生の原因 内輪差への注意が不十分であったこと及び同乗者による誘導の指示の確認を怠ったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 環境部清掃業務課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、ごみ収集車の車体の形状を理解した上で障害物との距離を十分に確保すること及び同乗者による誘導の指示の確認を確実に行うことについて、周知徹底を図った。</p>

(2) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和2年11月6日 豊専第54号	令和2年8月17日午後0時15分頃、黒田町尾知地内の店舗駐車場において、公用車で発進するため後退したところ、左後方に駐車中の相手方車両に接触したもの
損 害 賠 償 額	348,417円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	前部バンパー等の損傷
備 考	<p>1 事故発生の原因 後退時における後方確認が不十分であったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 環境部清掃業務課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、公用車を後退させるときは、必ず十分に後方を確認することについて、周知徹底を図った。</p>

(3) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和2年11月6日 豊専第55号	令和2年8月19日午前8時45分頃、大清水町大清水地内において、公用車で走行中、信号機のない交差点を右折しようと交差道路に進入したところ、右方から直進してきた相手方車両と接触したもの
損害賠償額	547,033円
相手方の 損害の程度	けい 頸椎の損傷及び車両左側部ボディの損傷
過失割合	豊田市90%、相手方10%
備 考	<p>1 事故発生の原因 信号機のない交差点における安全確認が不十分であったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 環境部清掃業務課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、信号機のない交差点におけるより慎重な運転と安全確認を確実に実施することについて、周知徹底を図った。</p>

(4) 小学校における物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和2年10月8日 豊專第52号	令和2年8月26日午前10時30分頃、幸海小学校において、草刈作業をしていたところ、草刈機の刈刃によって飛んだ石が公衆電話ボックス側面のガラスに当たったもの
損 害 賠 償 額	41,235円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	公衆電話ボックス側面のガラスの損傷
備 考	<p>1 事故発生の原因 事前の安全確認を怠り、付近に公衆電話ボックスがあるにもかかわらず草刈作業を実施したことによる。</p> <p>2 担当課 教育委員会教育部学校教育課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、草刈機を使用した作業を実施する場合は、設置物から十分な距離を確保することとし、これが困難なときは、手作業により草刈作業を実施することについて、周知徹底を図った。</p>

(5) 緑地の管理瑕疵による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和2年11月13日 豊専第62号	令和2年7月20日午後3時頃、矢作緑地川田公園地内において、相手方車両が通路を走行していたところ、路面に生じていた穴にタイヤを落としたもの
損 害 賠 償 額	31,489円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	前部spoilerの損傷
過 失 割 合	豊田市30%、相手方70%
備 考	<p>1 事故発生の原因 通過車両による荷重、振動、衝撃等により路面が損傷し、穴が生じたことによる。</p> <p>2 担当課 都市整備部公園緑地つかう課</p> <p>3 事故の防止策 事故の原因となった穴を砂利で埋めるとともに、公園内の通路の点検や市民からの情報提供等により損傷箇所の早期発見に努め、修繕作業を迅速に実施する。</p>

(6) 市道の管理瑕疵による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和2年11月25日 豊専第64号	令和2年3月4日午前7時頃、貝津町今池地内において、相手方車両が走行していたところ、車道に伸びていた立木の枝に接触したもの
損 害 賠 償 額	29,216円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	左側部ボディ等の損傷
過 失 割 合	豊田市20%、相手方80%
備 考	<p>1 事故発生の原因 立木の管理が不十分であったことによる。</p> <p>2 担当課 建設部土木管理課</p> <p>3 事故の防止策 事故発生の原因となった立木を整備するとともに、引き続きパトロールの実施や市民からの情報提供等により支障となる立木の早期発見に努め、必要な伐採等の作業を迅速に実施する。</p>

(7) 市道の管理瑕疵による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和2年11月25日 豊専第65号	令和2年6月8日午後6時30分頃、上野町八丁目地内において、相手方自転車が走行していたところ、側溝の蓋の隙間にタイヤを落としたもの
損 害 賠 償 額	5, 253円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	前輪ホイールの損傷
過 失 割 合	豊田市50%、相手方50%
備 考	<p>1 事故発生の原因 通過車両による荷重、振動、衝撃等により側溝の蓋がずれて隙間ができたことによる。</p> <p>2 担当課 建設部土木管理課</p> <p>3 事故の防止策 側溝の蓋の隙間を直ちに埋めるとともに、引き続きパトロールの実施や市民からの情報提供等により危険箇所の早期発見に努め、修繕作業を迅速に実施する。</p>

(8) 市道の管理瑕疵による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和2年11月25日 豊専第66号	令和2年7月24日午後2時30分頃、東大見町奥山地内において、相手方車両が走行していたところ、路面に生じていた段差に車体が接触したもの
損 害 賠 償 額	69,520円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	マフラー等の損傷
過 失 割 合	豊田市40%、相手方60%
備 考	<p>1 事故発生の原因 通過車両による荷重、振動、衝撃等により、路面に段差が生じたことによる。</p> <p>2 担当課 建設部土木管理課</p> <p>3 事故の防止策 路面に生じていた段差を直ちに修繕するとともに、引き続きパトロールの実施や市民からの情報提供等により路面の危険箇所の早期発見に努め、修繕作業を迅速に実施する。</p>

(9) 施設の管理瑕疵による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和2年11月25日 豊専第67号	令和2年6月3日午後3時頃、旧市営宮上住宅地内において、相手方車両が通路を走行していたところ、側溝の上を通過した際にグレーチングが跳ね上がり、当該車両に当たったもの
損害賠償額	122,958円
相手方の 損害の程度	燃料タンク、マフラー等の損傷
過失割合	豊田市30%、相手方70%
備 考	<p>1 事故発生の原因 施設を廃止していたにもかかわらず、当該施設の入口を封鎖していなかったことによる。</p> <p>2 担当課 都市整備部定住促進課</p> <p>3 事故の防止策 施設の敷地内へ車両が進入ができないように入口の封鎖を行うとともに、ほかの廃止した施設の入口についても封鎖されていることを確認した。</p>

2 和解の成立について

学校給食費請求事件

専決年月日及び専決番号		事件名
		令和2年10月9日 豊専第53号
当事者	1 原告 豊田市 2 被告	豊田簡易裁判所 令和2年(ハ)第186号 学校給食費請求事件 個人情報のため非掲載
和解内容	<p>1 被告は、市に対し、本件学校給食費として4万1,040円の支払義務があることを認める。</p> <p>2 被告は、市に対し、前項の金員を次のとおり分割して、市指定の納付書により振り込んで支払う。</p> <p>(1) 令和2年10月から令和3年2月まで、毎月20日限り、7,000円ずつ</p> <p>(2) 令和3年3月20日限り、6,040円</p> <p>3 被告が前項の分割金の支払を2回以上怠り、その額が1万4,00円に達したときは、当然に期限の利益を失い、被告は、市に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する期限の利益を失った日の翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。</p> <p>4 市は、被告に対し、令和2年(口)第198号仮執行宣言付支払督促に基づく強制執行をしない。</p> <p>5 市及び被告は、市と被告との間には、本件に関し、この和解内容に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>6 訴訟費用は、各自の負担とする。</p>	

【担当課：債権管理課】

3 訴えの提起について

(1) 学校給食費請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和2年11月9日 豊専第56号
相手方	個人情報のため非掲載
請求内容	1 学校給食費の支払 2 訴訟費用の支払
請求原因	相手方が学校給食費8万3,965円を長期滞納していること。
取扱方針	必要がある場合は、1年以内の分割払による和解をすることができる。

【担当課：債権管理課】

(2) 学校給食費請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和2年11月9日 豊専第57号
相手方	個人情報のため非掲載
請求内容	1 学校給食費の支払 2 訴訟費用の支払
請求原因	相手方が学校給食費22万2,000円を長期滞納していること。
取扱方針	必要がある場合は、1年以内の分割払による和解をすることができる。

【担当課：債権管理課】

(3) 生活保護徴収金請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和2年11月9日 豊専第58号
相手方	個人情報のため非掲載
請求内容	1 生活保護法の規定に基づく徴収金の支払 2 訴訟費用の支払
請求原因	相手方が生活保護法の規定に基づく徴収金3万2,190円を長期滞納していること。
取扱方針	必要がある場合は、1年以内の分割払による和解をすることができる。

【担当課：債権管理課】

(4) 国民健康保険療養給付費返還請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和2年11月9日 豊専第59号
相手方	個人情報のため非掲載
請求内容	1 国民健康保険療養給付費の返還 2 訴訟費用の支払
請求原因	相手方が国民健康保険療養給付費1万4,903円の返還債務について、長期にわたり不履行の状態にあること。
取扱方針	必要がある場合は、1年以内の分割払による和解をすることができる。

【担当課：債権管理課】

(5) 地域定住化促進住宅家賃請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和2年11月9日 豊専第60号
相手方	<p>1 個人情報のため非掲載</p> <p>2 個人情報のため非掲載</p>
請求内容	<p>1 主債務者兼連帯保証人の相続人に対する請求 (1) 地域定住化促進住宅の未払家賃の支払 (2) 訴訟費用の支払</p> <p>2 連帯保証人の相続人に対する請求 (1) 地域定住化促進住宅の未払家賃の一部の支払 (2) 訴訟費用の支払</p>
請求原因	相手方が8か月分の地域定住化促進住宅の家賃13万1,000円を長期滞納していること。
取扱方針	必要がある場合は、1年以内の分割払による和解をすることができる。

【担当課：債権管理課】

4 令和2年度豊田市一般会計補正予算
 →「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

5 製造請負契約の変更について
 都市計画道路高橋細谷線竜宮橋上部工製造

区分	金額（単位 円）	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 745,690,000	令和元年6月市議会定例会 議案第77号
変更後金額 (今回)	B 731,428,500	令和2年11月24日 豊專第63号
増減額	B-A △ 14,261,500	
主な 変更内容		1 橋りょうの色彩の確定に伴う塗料の変更 (1) 朱色 → サンドベージュ (2) 景観アドバイザーへの事前相談により、橋りょうの色彩が確定したため 2 製造部材の寸法等の変更に伴う必要な作業人員数の減少 (1) 3,732人 → 3,399人 (2) 現地測量等により精査した部材の寸法等を基に必要な作業人員数を再度算出した結果、減少することが判明したため
備考	1 相手方 名古屋市中村区名駅二丁目45番7号 株式会社横河ブリッジ 名古屋営業所 所長 黒田 正機 2 担当課 建設部街路課 3 完成予定日 令和3年3月26日	

2 議決

議案第129号 豊田市地域自治区条例等の一部を改正する条例

【要旨】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、審議会等の会議を招集せず書面の交換等による決議を行う必要が生じたため、会議の特例を設定するほか、所要の改正を行う。

1 会議の特例の設定

会長又は委員長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又は電磁的記録を送信し、その意見を徴し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 特例を設定する会議等

- (1) 豊田市地域自治区条例の規定に基づく地域会議及び代表者会議
- (2) 豊田市情報公開・個人情報保護審査会
- (3) 豊田市行政不服審査会
- (4) 豊田市財産区審議会
- (5) 豊田市財産区管理条例の規定に基づく財産区管理会
- (6) 豊田市生涯学習審議会
- (7) 豊田市文化財保護審議会
- (8) 豊田市スポーツ推進審議会
- (9) 豊田市社会福祉審議会
- (10) 豊田市食育推進会議
- (11) 豊田市感染症診査協議会
- (12) 豊田市開発審査会
- (13) 豊田市建築審査会
- (14) 豊田市国民保護協議会
- (15) 豊田市防災会議

【備考】

関係条例 豊田市出頭人の実費弁償に関する条例

【担当課：行政改革推進課】

議案第130号 豊田市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

社会環境の変化に的確に対応するため、服務の宣誓に当たって職員に義務付けている押印を廃止する。

義務付けを廃止する押印（令和3年1月1日以後）

服務の宣誓に当たって新たに職員となった者に義務付けている押印

【担当課：人事課】

議案第131号 豊田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

【要旨】

社会環境の変化に的確に対応するため、各種調書の作成等に当たって書記等に義務付けている押印を廃止する。

義務付けを廃止する押印（令和3年1月1日以後）

- (1) 審査申出人の意見陳述の調書の作成に当たって委員及び書記に義務付けている押印
- (2) 関係者から提出される口述書について提出者に義務付けている押印
- (3) 口頭審理の調書の作成に当たって委員及び書記に義務付けている押印
- (4) 実地調査の調書の作成に当たって委員及び書記に義務付けている押印
- (5) 固定資産評価審査委員会の議事の調書の作成に当たって委員及び書記に義務付けている押印

【担当課：市民税課】

議案第132号 豊田市手数料条例の一部を改正する条例

【要旨】

地籍図の複写の交付事務の廃止に伴い、当該交付に係る手数料を廃止する。

地籍図の複写の交付に係る手数料の廃止（令和3年4月1日）

地籍図の複写の交付事務の廃止に伴い、当該交付に係る手数料を廃止する。

【担当課：市民課】

議案第133号 豊田市ひとり親家庭等支援手当支給条例の一部を改正する条例

【要旨】

社会情勢に的確に対応するため、災害その他のやむを得ない理由によりひとり親家庭等支援手当の支給に係る申請をすることができなかつた場合における当該手当の支給開始月の特例を設定する。

支給開始月の特例の設定

受給資格者が災害その他のやむを得ない理由によりひとり親家庭等支援手当の支給に係る申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該やむを得ない理由により申請をすることができなくなつた日の属する月の翌月分から手当を支給する。

【担当課：子ども家庭課】

議案第134号 豊田市子ども・子育て支援法施行条例及び豊田市立保育所条例の一部を改正する条例

【要旨】

安心して生み育てられる支援体制の充実を図り、子育てに伴う経済的な不安を解消するため、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の額の算定に係る控除額並びに保育料の上限を引き下げる。

控除額及び保育料の上限の引き下げ

<現 行>	<令和3年4月1日以後>	
5万3,600円	→	4万3,600円

【担当課：保育課】

議案第135号 豊田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【要旨】

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減対象となる所得の基準の見直しを行う。

軽減対象となる世帯主及び被保険者等の所得の基準の見直し

軽減割合	現 行	令和3年1月1日以後
7割軽減措置	<u>33万円</u>	<u>43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円</u>
5割軽減措置	<u>33万円 + 28万5,000円 × 被保険者等の人数</u>	<u>43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 28万5,000円 × 被保険者等の人数</u>
2割軽減措置	<u>33万円 + 52万円 × 被保険者等の人数</u>	<u>43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 52万円 × 被保険者等の人数</u>

【備考】

給与所得者等

給与等の収入金額が55万円を超える者、65歳未満で公的年金等の収入金額が60万円を超える者及び65歳以上で公的年金等の収入金額が110万円（当分の間は、125万円）を超える者

【担当課：国保年金課】

議案第136号 豊田市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田市公設地方卸売市場における市場施設の使用料の額を改定する。

市場施設の使用料の額の改定

種 別	使用料の額	
	現 行	改 正 後
卸売業者市場使用料	卸売場面積1m ² につき月額250円及び売上金額（消費税及び地方消費税の額を除く。）につきその額の1,000分の3.5に相当する額に1.1を乗じた額	卸売場面積1m ² につき月額160円及び売上金額（消費税及び地方消費税の額を除く。）につきその額の1,000分の2.8に相当する額に1.1を乗じた額
仲卸業者市場使用料	仲卸売場面積1m ² につき月額1,200円及び直荷引きにより買入れた物品の販売金額（消費税及び地方消費税の額を除く。）の1,000分の3.5に相当する額に1.1を乗じた額	仲卸売場面積1m ² につき月額1,000円及び直荷引きにより買入れた物品の販売金額（消費税及び地方消費税の額を除く。）の1,000分の2.8に相当する額に1.1を乗じた額
業者事務所使用料	卸売業者 1m ² につき月額1,500円	1m ² につき月額1,000円
	その他の業者 1m ² につき月額1,450円	1m ² につき月額950円
附属営業人市場使用料	第1種附属営業 1m ² につき月額1,500円	1m ² につき月額1,200円
	第2種附属営業 1m ² につき月額1,500円	1m ² につき月額1,200円
冷蔵庫使用料	青果用 1m ² につき月額2,000円	1m ² につき月額1,300円
	水産用 1m ² につき月額2,000円	1m ² につき月額1,300円
包装加工場使用料		1m ² につき月額700円
商品保管庫使用料		1m ² につき月額1,200円
		1m ² につき月額1,000円

土地使用料	1 m ² につき月額 80 円	1 m ² につき月額 65 円
出荷容器使用料	1 個 1 回につき 40 円	1 個 1 回につき 30 円

【担当課：卸売市場】

議案第137号 豊田都市計画事業豊田土橋土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例

【要旨】

社会環境の変化に的確に対応するため、土地区画整理審議会の議事録の作成に当たって同審議会の会長及び委員に義務付けている押印等を廃止する。

1 豊田都市計画事業豊田土橋土地区画整理事業施行規程の一部改正

豊田都市計画事業豊田土橋土地区画整理事業施行規程の作成に当たって会長及び出席委員に義務付けている押印を廃止する。

2 豊田都市計画事業豊田寺部土地区画整理事業施行規程の一部改正

豊田都市計画事業豊田寺部土地区画整理事業施行規程の作成に当たって会長及び出席委員に義務付けている押印を廃止する。

3 豊田都市計画事業及び西三河都市計画事業豊田花園土地区画整理事業施行規程の一部改正

(1) 豊田都市計画事業及び西三河都市計画事業豊田花園土地区画整理事業施行規程の作成に当たって会長及び出席委員に義務付けている押印を廃止する。

(2) 宅地所有者等が基準地積の更正を申請する場合に提出する境界表示図について隣接する宅地の所有者に義務付けている押印を廃止する。

【備考】

1 施行期日

令和3年1月1日

2 宅地所有者等

宅地の所有者又は宅地について所有権以外の権利を有する者

【担当課：市街地整備課】

議案第138号 豊田市営住宅条例等の一部を改正する等の条例

【要旨】

行政需要の変化に的確に対応するため、岩倉住宅を廃止するとともに、公営住宅に準ずる住宅として青木住宅、飯野住宅及びすまいる聖心を設置し、それらの住宅への指定管理者制度の導入、市営住宅の入居者の資格の追加及び家族形成期支援住戸に係る入居要件の緩和その他所要の改正を行う。

1 豊田市営住宅条例の一部改正

(1) 松平志賀・岩倉住宅再編建替事業による甲種住宅の廃止及び乙種住宅の設置（令和3年4月1日以後）

ア 廃止する甲種住宅

岩倉住宅

イ 設置する乙種住宅

(ア) 青木住宅

(イ) 飯野住宅

(ウ) すまいる聖心

(2) 市営住宅の入居者の資格の追加

解雇若しくは期間の定めのある労働契約の更新拒否により現に居住している住宅からの退去を余儀なくされることとなる者又は居住する住宅からの退去を余儀なくされた者で離職の日から起算して5年を経過していないものについて市営住宅への入居を可能とする。

(3) 家族形成期支援住戸に係る入居要件の緩和

現 行	改 正 後
市内に住所又は勤務場所を有する者であること。	削除
収入金額が <u>条件に応じ</u> 15万8,000円又は21万4,000円を超えないこと。	収入金額が <u>25万9,000円</u> を超えないこと。
入居申込者又はその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。）の年齢が <u>25歳以上40歳未満</u> であること。	入居申込者又はその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。）の年齢が <u>40歳未満</u> であること。
入居申込者又はその配偶者と現に同居し、又は同居しようとする子がいること。	削除
入居者の収入の額が最近2年間引き続き <u>25万9,000円</u> を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、明渡しを請求する。	入居者の収入の額が最近2年間引き続き <u>公営住宅法施行令第9条に規定する金額（31万3,000円）</u> を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、明渡しを請求する。

(4) 指定管理者制度の導入（令和3年4月1日以後）

乙種住宅を指定管理施設とする。

(5) 入居者の公募の方法の追加

入居者の公募の方法に市のホームページを追加する。

(6) 不正の行為によって入居した入居者に対して請求する差額の家賃に付する利息の割合の変更

＜現 行＞ <改正後>
年5分の割合 → 法定利率

(7) 駐車場の使用許可の取消しの要件の追加

駐車場の使用条件に違反した場合に、駐車場の使用許可を取り消し、又は明渡しを請求できることとする。

- 2 豊田市営住宅等の整備に関する基準を定める条例の一部改正（令和3年4月1日以後）
　条例中の市営住宅を甲種住宅に限るため、用語の整理を行う。
- 3 豊田市地域定住化促進住宅条例の一部改正
(1) 飯野住宅の廃止（令和3年4月1日）
　地域定住化促進住宅としての飯野住宅を廃止する。
(2) 入居者の公募の方法の追加
　入居者の公募の方法に市のホームページを追加する。
- 4 豊田市新婚者住宅条例の廃止（令和3年4月1日）
　新婚者住宅としてのすまいる聖心を廃止する。

【備考】

- 1 甲種住宅
　市営住宅のうち市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、公営住宅法の規定による国の補助に係るものという。
- 2 乙種住宅
　甲種住宅と同様の目的で設置する住宅及びその附帯施設

【担当課：定住促進課】

議案第139号から議案第145号まで 令和2年度豊田市補正予算
→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

議案第146号 工事請負契約の締結について（豊田市民文化会館電気設備修繕工事）

【要旨】

市民文化の向上及び福祉の増進に寄与するため、豊田市民文化会館の老朽化した電気設備を修繕する。

- 1 契約目的 豊田市民文化会館電気設備修繕工事
- 2 契約金額 193,600,000円
- 3 相手方 豊田市元町68番地3
豊田電気株式会社
代表取締役 芳賀 孝之
- 4 契約方法 一般競争入札（3名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市小坂町地内
- 2 工事概要 電気設備修繕工事 一式
- 3 完成予定日 令和3年10月8日

【担当課：文化振興課】

議案第147号 工事請負契約の締結について（豊田市民文化会館空調設備修繕工事）

【要旨】

市民文化の向上及び福祉の増進に寄与するため、豊田市民文化会館の老朽化した空調設備を修繕する。

- 1 契約目的 豊田市民文化会館空調設備修繕工事
- 2 契約金額 325, 380, 000円
- 3 相手方 豊田市陣中町一丁目16番地6
桶兼住設株式会社
代表取締役 兼子 勝美
- 4 契約方法 一般競争入札（3名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市小坂町地内
- 2 工事概要 空調設備修繕工事 一式
- 3 完成予定日 令和3年10月8日

【担当課：文化振興課】

議案第148号 工事請負契約の締結について（豊田花園土地区画整理事業
4号調整池築造工事）

【要旨】

豊田花園土地区画整理事業の施行において、雨水の排水を適正に行うため、調整池を新設する。

- 1 契約目的 豊田花園土地区画整理事業4号調整池築造工事
- 2 契約金額 456,500,000円
- 3 相手方 太啓・河木建設共同企業体
代表者 豊田市東梅坪町十丁目3番地3
太啓建設株式会社
代表取締役 大矢 伸明
- 4 契約方法 一般競争入札（3名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市花園町地内
- 2 雨水調整池の概要
(1) 容量 2,218 m³
(2) 形状 地下式 27m × 18m × 深さ 7m
- 3 工事概要
(1) 調整池築造 一式
(2) 機械設備工事 一式
(3) 電気設備工事 一式
- 4 完成予定日 令和3年12月17日

【担当課：市街地整備課】

議案第149号 工事請負契約の締結について（都市計画道路高橋細谷線道路改良工事（長興寺第1工区その1））

【要旨】

都市機能を高める道路ネットワークを形成するため、都市計画道路高橋細谷線を改良整備する。

- 1 契約目的 都市計画道路高橋細谷線道路改良工事（長興寺第1工区その1）
- 2 契約金額 473,000,000円
- 3 相手方 太啓・尾割建設共同企業体
代表者 豊田市東梅坪町十丁目3番地3
太啓建設株式会社
代表取締役 大矢 伸明
- 4 契約方法 一般競争入札（1名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市竜宮町ほか地内
- 2 工事概要
 - (1) 延長 200m
 - (2) 内容
 - ア 擁壁工 78m
 - イ 地盤改良工 一式
 - ウ 舗装工 一式
- 3 完成予定日 令和4年2月25日

【担当課：街路課】

議案第150号 工事請負契約の締結について（都市計画道路高橋細谷線道路改良工事（長興寺第1工区その2））

【要旨】

都市機能を高める道路ネットワークを形成するため、都市計画道路高橋細谷線を改良整備する。

- 1 契約目的 都市計画道路高橋細谷線道路改良工事（長興寺第1工区その2）
- 2 契約金額 1,331,000,000円
- 3 相手方 前田・太啓建設共同企業体
代表者 名古屋市中区栄五丁目25番25号
前田建設工業株式会社 中部支店
常務執行役員支店長 石黒 泰之
- 4 契約方法 一般競争入札（1名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市秋葉町ほか地内
- 2 工事概要
 - (1) 延長 200m
 - (2) 内容
 - ア 門型カルバート工 23m
 - イ 橋りょう上下部工 1橋
 - ウ 護岸工 526m²
 - エ 管渠工 180m
 - オ 仮設工 一式
- 3 完成予定日 令和5年1月31日

【担当課：街路課】

議案第151号 工事請負契約の締結について（豊田市立朝日丘中学校旧校舎解体・外構整備工事）

【要旨】

生徒数の増加に対応した教育環境を整備するため、豊田市立朝日丘中学校の旧校舎を解体し、外構を整備する。

- 1 契約目的 豊田市立朝日丘中学校旧校舎解体・外構整備工事
- 2 契約金額 309,100,000円
- 3 相手方 豊田市東梅坪町十丁目3番地3
太啓建設株式会社
代表取締役 大矢 伸明
- 4 契約方法 一般競争入札（1名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市朝日ヶ丘地内
- 2 工事概要
 - (1) 校舎解体工事 一式
 - (2) 外構工事 一式
 - (3) 渡り廊下増築工事 一式
- 3 完成予定日 令和3年11月19日

【担当課：学校づくり推進課】

議案第152号 財産の取得について（豊田地域医療センター乳房X線撮影装置）

【要旨】

市民の健康保持及び医療体制の充実を図るため、豊田地域医療センターの乳房X線撮影装置を購入する。

1 取得する財産

(1) 種 別 豊田地域医療センター乳房X線撮影装置
(2) 数 量 2台

2 取得価格 61,160,000円

3 相 手 方 岡崎市六名本町2番地25
株式会社ワキタ商会 岡崎営業所
所長 藤垣 和弥

4 契約方法 一般競争入札（1名）

【備考】

供給予定期限
令和3年6月30日

【担当課：地域包括ケア企画課】

議案第153号 調停の成立について（工作物等撤去土地明渡等調停申立事件）

【要旨】

豊田都市計画事業豊田土橋土地区画整理事業の土地の明渡し等に関し、円満な解決を図るため、調停を成立させる。

1 事件名 豊田簡易裁判所
令和2年(ユ)第4号
工作物等撤去土地明渡等調停申立事件

2 当事者
(1) 申立人 豊田市
(2) 相手方 安城市高棚町小牧48番地1
名豊興業株式会社
代表取締役 齊藤 坂夫

3 合意内容

- (1) 相手方は、市に対し、豊田市曙町五丁目24番1、25番1、26番1及び47番2の土地（以下「本件土地」という。）上の受水槽、フェンス、アスファルト舗装等その他工作物等一式（以下「本件工作物等」という。）を収去して、本件土地の一部を明け渡す。
- (2) 市は、相手方に対し、本件工作物等の移転に伴う補償金として、金2,956万6,196円を次のとおり支払う。
 - ア 物件移転等補償契約を別途締結した後、相手方が提出する適法な請求書を受理した日から30日以内に金2,069万6,000円を支払う。
 - イ 相手方が本件工作物等について移転を完了したときは、相手方が提出する適法な請求書を受理した日から30日以内に金887万196円を支払う。
- (3) 相手方は、令和3年8月31日までに移転を完了しないときは、前号イに定める金員の請求権を失う。
- (4) 市及び相手方は、前3号を内容とする物件移転等補償契約を別途締結することとし、この合意内容に定めのない事項については、同補償契約によることとする。
- (5) 調停費用は、各自の負担とする。

【担当課：市街地整備課】

議案第154号 指定管理者の指定について（豊田市歌舞伎伝承館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市歌舞伎伝承館の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市歌舞伎伝承館
- 2 指定管理者 豊田市小坂町十二丁目100番地
となる団体 公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 小島 洋一郎
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【備考】

- 1 公益財団法人豊田市文化振興財団の概要
 - (1) 設立年月 昭和50年5月
 - (2) 基本財産 382,435,000円
 - (3) 職員数 67名
 - (4) 事業内容
 - ア 文化施設等を活用して、市民が文化・芸術に触れる機会と場を提供する事業
 - イ 文化・芸術に関する講座の開催等、文化・芸術に関する知識及び技能の習得を図る事業
 - ウ 文化・芸術の振興に関する表彰、助成等を行う事業
 - エ 地域文化に関する調査及び情報の提供を行う事業
 - オ 青少年育成施設等を活用して、青少年の社会性と豊かな情操を養う機会と場を提供する事業
 - カ 青少年音楽団体の運営及び青少年団体に対する助言その他の支援を行う事業
 - キ 生涯学習施設を活用して、生涯学習の機会と場を提供する事業
 - ク その他公益目的を達成するために必要な事業
 - ケ 文化施設等を公益目的事業以外に貸与する事業
 - コ その他公益目的事業の推進に資する事業
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第2条第5号該当
- 3 指定手続条例第2条第5号
施設の性質、設置目的及び当該施設における業務の性質等により公募することが適さないと認められるとき。

【担当課：文化財課】

議案第155号 指定管理者の指定について（喜楽亭）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、喜楽亭の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 喜楽亭
- 2 指定管理者 豊田市小坂町十二丁目100番地
となる団体 公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 小島 洋一郎
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：文化財課】

議案第156号 指定管理者の指定について（豊田市総合野外センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市総合野外センターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市総合野外センター
- 2 指定管理者 豊田市小坂町十二丁目100番地
となる団体 公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 小島 洋一郎
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【備考】

- 1 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当
- 2 指定手続条例第2条第3号
当該施設における事業運営に相当な知識及び経験等が必要な場合で、当該施設における事業運営を行う団体に施設の管理を併せて行わせることが当該施設の効果的かつ効率的な管理運営に資すると認められるとき。

【担当課：次世代育成課】

議案第157号 指定管理者の指定について（豊田市猿投コミュニティセンター体育館及び武道場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市猿投コミュニティセンター体育館及び武道場の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田市猿投コミュニティセンター体育館
(2) 豊田市猿投コミュニティセンター武道場
- 2 指定管理者 豊田市小坂町十二丁目100番地
となる団体 公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 小島 洋一郎
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：猿投支所】

議案第158号 指定管理者の指定について（豊田市石野運動広場ほか5施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市石野運動広場ほか5施設の指定管理者を指定する。

- | | |
|--------------|--|
| 1 施設の名称 | (1) 豊田市石野運動広場
(2) 豊田市末野原運動広場
(3) 豊田市高橋運動広場
(4) 豊田市保見運動広場
(5) 豊田市松平運動広場
(6) 土橋公園 |
| 2 指定管理者となる団体 | 豊田市小坂町十二丁目100番地
公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 小島 洋一郎 |
| 3 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：生涯スポーツ推進課】

議案第159号 指定管理者の指定について（豊田市教職員会館テニスコート）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市教職員会館テニスコートの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市教職員会館テニスコート
- 2 指定管理者 となる団体 豊田市小坂町十二丁目100番地
公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 小島 洋一郎
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：学校教育課】

議案第160号 指定管理者の指定について（豊田市民文化会館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市民文化会館の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田市民文化会館
(2) 豊田市民ギャラリー
- 2 指定管理者 となる団体 豊田市小坂町十二丁目100番地
公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 小島 洋一郎
- 3 指定の期間 (1) 豊田市民文化会館
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
(2) 豊田市民ギャラリー
令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：文化振興課】

議案第161号 指定管理者の指定について（豊田市コンサートホール・能楽堂）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市コンサートホール・能楽堂の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市コンサートホール・能楽堂
- 2 指定管理者 豊田市小坂町十二丁目100番地
となる団体 公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 小島 洋一郎
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：文化振興課】

議案第162号 指定管理者の指定について（豊田市交流館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市交流館の指定管理者を指定する。

- | | |
|--------------|---|
| 1 施設の名称 | (1) 豊田市逢妻交流館
(2) 豊田市旭交流館
(3) 豊田市朝日丘交流館
(4) 豊田市足助交流館
(5) 豊田市井郷交流館
(6) 豊田市石野交流館
(7) 豊田市稻武交流館
(8) 豊田市梅坪台交流館
(9) 豊田市小原交流館
(10) 豊田市上郷交流館
(11) 豊田市猿投北交流館
(12) 豊田市猿投台交流館
(13) 豊田市下山交流館
(14) 豊田市浄水交流館
(15) 豊田市末野原交流館
(16) 豊田市崇化館交流館
(17) 豊田市高橋交流館
(18) 豊田市藤岡交流館
(19) 豊田市藤岡南交流館
(20) 豊田市豊南交流館
(21) 豊田市保見交流館
(22) 豊田市前林交流館
(23) 豊田市益富交流館
(24) 豊田市松平交流館
(25) 豊田市美里交流館
(26) 豊田市竜神交流館
(27) 豊田市若園交流館
(28) 豊田市若林交流館 |
| 2 指定管理者となる団体 | 豊田市小坂町十二丁目100番地
公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 小島 洋一郎 |
| 3 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：市民活躍支援課】

議案第163号 指定管理者の指定について（豊田市石畳ふれあい広場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市石畠ふれあい広場の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市石畠ふれあい広場
- 2 指定管理者 豊田市石畠町池ノ平318番地1
となる団体 藤岡石畠地区地域づくり協議会
会長 山中 正三
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【備考】

- 1 藤岡石畠地区地域づくり協議会の概要
 - (1) 設立年月 平成18年4月
 - (2) 会員数 3,000名
 - (3) 事業内容 豊田市石畠ふれあい広場及び豊田市藤岡山村広場を中心とした地域のまちづくり活動
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第2号該当
- 3 指定手続条例第2条第2号
当該施設が地域住民で構成する団体の地域活動の拠点となり、当該団体に当該施設を管理運営させることが適当と認められるとき。

【担当課：藤岡支所】

議案第164号 指定管理者の指定について（豊田市浅野会館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市浅野会館の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市浅野会館
- 2 指定管理者 豊田市浅谷町宮ノ前425番地
となる団体 浅野自治区
区長 稲垣 辰郎
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【備考】

- 1 浅野自治区の概要
 - (1) 設立年月 平成17年4月
 - (2) 世帯数 215世帯
 - (3) 事業内容
 - ア 地域住民、諸団体等の意見調整
 - イ 地域住民の相互扶助及び福祉の増進
 - ウ 地域住民の生活環境整備及び生活安全の確保
 - エ 地域のコミュニティ活動の振興
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第2号該当

【担当課：旭支所】

議案第165号 指定管理者の指定について（豊田市小原北部生活改善センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市小原北部生活改善センターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市小原北部生活改善センター
- 2 指定管理者 豊田市雑敷町東門84番地1
となる団体 小原北部開発推進協議会
会長 安藤 满郎
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【備考】

- 1 小原北部開発推進協議会の概要
 - (1) 設立年月 平成17年6月
 - (2) 構成自治区 旭自治区、上仁木自治区及び高原自治区
 - (3) 世帯数 238世帯
 - (4) 職員数 5名
 - (5) 事業内容 小原北部地域の発展の推進及び同地域の産業、文化、交通、環境、福祉等の振興を図ること。
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第2号該当

【担当課：小原支所】

議案第166号 指定管理者の指定について（老人憩の家あさひ荘）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、老人憩の家あさひ荘の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 老人憩の家あさひ荘
- 2 指定管理者 豊田市加塩町東4番地
となる団体 敷島自治区加塩町内会
会長 林 譲
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【備考】

- 1 敷島自治区加塩町内会の概要
 - (1) 設立年月 平成17年4月
 - (2) 世帯数 29世帯
 - (3) 事業内容
 - ア 地域住民、諸団体等の意見調整
 - イ 地域住民の相互扶助及び福祉の増進
 - ウ 地域住民の生活環境整備及び生活安全の確保
 - エ 地域のコミュニティ活動の振興
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：旭支所】

議案第167号 指定管理者の指定について（敷島農村環境改善センター敷島会館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、敷島農村環境改善センター敷島会館の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 敷島農村環境改善センター敷島会館
- 2 指定管理者 豊田市押井町松葉40番地
となる団体 敷島自治区
区長 後藤 哲義
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【備考】

- 1 敷島自治区の概要
 - (1) 設立年月 平成17年4月
 - (2) 世帯数 414世帯
 - (3) 事業内容
 - ア 地域住民、諸団体等の意見調整
 - イ 地域住民の相互扶助及び福祉の増進
 - ウ 地域住民の生活環境整備及び生活安全の確保
 - エ 地域のコミュニティ活動の振興
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第2号該当

【担当課：旭支所】

議案第168号 指定管理者の指定について（築羽農村環境改善センター築羽会館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、築羽農村環境改善センター築羽会館の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 築羽農村環境改善センター築羽会館
- 2 指定管理者 豊田市伯母沢町高見10番地1
となる団体 築羽自治区
区長 安藤 国博
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【備考】

- 1 築羽自治区の概要
 - (1) 設立年月 平成17年4月
 - (2) 世帯数 157世帯
 - (3) 事業内容
 - ア 地域住民、諸団体等の意見調整
 - イ 地域住民の相互扶助及び福祉の増進
 - ウ 地域住民の生活環境整備及び生活安全の確保
 - エ 地域のコミュニティ活動の振興
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第2号該当

【担当課：旭支所】

議案第169号 指定管理者の指定について（足助トレーニングセンターほか3施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、足助トレーニングセンターほか3施設の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 足助トレーニングセンター
(2) 豊田市足助グラウンド
(3) 豊田市足助テニスコート
(4) 足助農山村広場
- 2 指定管理者 豊田市小坂町十二丁目100番地
となる団体 公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 小島 洋一郎
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：足助支所】

議案第170号 指定管理者の指定について（小原トレーニングセンター及び緑の公園）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、小原トレーニングセンター及び緑の公園の指定管理者を指定する。

- | | |
|--------------|---|
| 1 施設の名称 | (1) 小原トレーニングセンター
(2) 緑の公園 |
| 2 指定管理者となる団体 | 豊田市喜多町六丁目61番地1
公益財団法人豊田市シルバー人材センター
会長 幸村 的美 |
| 3 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

【備考】

- | | |
|--------------------------|--|
| 1 公益財団法人豊田市シルバー人材センターの概要 | |
| (1) 設立年月 | 昭和55年10月 |
| (2) 職員数 | 15名 |
| (3) 事業内容 | ア 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための当該就業の機会の確保及び組織的提供、豊田市の公の施設の指定管理業務、職業紹介事業並びに一般労働者派遣事業
イ 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習
ウ 高齢者の就業に関する調査研究及び相談
エ 高齢者の安全かつ適正な就業を推進するための事故防止の啓発 |
| 2 指定管理者となる団体の選定方法 | |
| 公募 (1名) | |

【担当課：小原支所】

議案第171号 指定管理者の指定について（ 笹戸生活改善センター 笹戸会館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、 笹戸生活改善センター 笹戸会館の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 笹戸生活改善センター 笹戸会館
- 2 指定管理者 豊田市池島町坂口10番地
となる団体 笹戸自治区
区長 近藤 常隆
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【備考】

- 1 笹戸自治区の概要
 - (1) 設立年月 平成17年4月
 - (2) 世帯数 120世帯
 - (3) 事業内容
 - ア 地域住民、諸団体等の意見調整
 - イ 地域住民の相互扶助及び福祉の増進
 - ウ 地域住民の生活環境整備及び生活安全の確保
 - エ 地域のコミュニティ活動の振興
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第2号該当

【担当課：旭支所】

議案第172号 指定管理者の指定について（豊田産業文化センター及び豊田市青少年センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田産業文化センター及び豊田市青少年センターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田産業文化センター（産業科学センター（工作室を除く。）、教養文化センター及び駐車場に限る。）
(2) 豊田市青少年センター
- 2 指定管理者となる団体 豊田市小坂町十二丁目100番地
公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 小島 洋一郎
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：商業観光課】

議案第173号 指定管理者の指定について（上郷公園）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、上郷公園の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 上郷公園
- 2 指定管理者となる団体 豊田市小坂町十二丁目100番地
公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 小島 洋一郎
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：上郷支所】

議案第174号 豊橋市・岡崎市・豊田市小児慢性特定疾病審査会を組織する地方公共団体の数の増加及び同審査会の共同設置に係る規約の変更に関する協議について

【要旨】

小児慢性特定疾病審査会を共同設置する地方公共団体として一宮市を加え、及び同審査会の共同設置に係る規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議を行う。

- 1 小児慢性特定疾病審査会を共同設置する地方公共団体の追加（令和3年4月1日以後）
小児慢性特定疾病審査会を共同設置する地方公共団体として、一宮市を追加する。
- 2 規約の題名の改正

<現 行>	→	<令和3年4月1日以後>
豊橋市・岡崎市・豊田市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約	→	愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約
- 3 幹事市が一宮市のときの小児慢性特定疾病審査会の執務場所の設定（令和3年4月1日以後）
幹事市が一宮市のときの小児慢性特定疾病審査会の執務場所は、次のとおりとする。
一宮市古金町一丁目3番地 一宮市保健所内

【担当課：保健支援課】

議案第175号 名誉市民の推挙について

【要旨】

本市発展のため特別の功労があり、その業績が顕著な者を豊田市名誉市民に推挙する。

推挙する者
藤 嶋 昭

【担当課：秘書課】

3 同意

同意第9号 人権擁護委員の推薦について

【要旨】

人権擁護委員として次の者を推薦する。

推薦する者

猪 塚 美佐子	(新任)	岩 附 まゆみ	(新任)
小笠原 政 巳	(新任)	加 藤 昭 孝	(再任)
佐 藤 祐 子	(再任)	三 宅 八千代	(新任)

【備考】

加藤昭孝委員、櫻井博委員、佐藤祐子委員、田澤美枝子委員、都築眞喜子委員及び内藤正弘委員が令和3年3月31日付けで任期満了となるため

【担当課：市民相談課】

資料 2

令和 2 年 1 月 2 日 市議会定例会
予 算 関 係 議 案 の 要 旨

目 次

1 令和 2 年度一般会計補正予算（11月13日専決）	1
2 令和 2 年度一般会計・特別会計補正予算（12月補正）	9

※ この資料は、議会開会当日、議場
へ持参してください。

資料作成 令和 2 年 1 月 26 日

令和2年度

豊田市一般会計補正予算資料

(11月13日専決)

令和2年度 11月13日専決 各会計別 予算総括表

(単位:千円・%)

区分	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
一般会計	236,230,619	173,804	236,404,423	76.7	76.7	豊專第 61 号
特別会計	国民健康保険	33,970,619		33,970,619	11.0	11.0
	土橋	1,661,297		1,661,297	0.5	0.5
	土地区画整理	寺部	455,395	455,395	0.2	0.2
	花園	3,214,166		3,214,166	1.0	1.0
	分譲住宅建設	7,458		7,458	0.0	0.0
	卸売市場	207,027		207,027	0.1	0.1
	水道水源保全	80,352		80,352	0.0	0.0
	母子父子寡婦福祉	20,779		20,779	0.0	0.0
	介護保険	26,271,457		26,271,457	8.5	8.5
	財産区	盛岡	4,401	4,401	0.0	0.0
		賀茂	7,094	7,094	0.0	0.0
後期高齢者医療		5,691,993		5,691,993	1.9	1.9
産業用地造成		360,466		360,466	0.1	0.1
小計		71,952,504		71,952,504	23.3	23.3
合計 (一般会計+特別会計)		308,183,123	173,804	308,356,927	100.0	100.0
企業会計	水道事業	収入	14,093,565	14,093,565	—	—
		支出	20,007,148	20,007,148	—	—
	下水道事業	収入	12,092,861	12,092,861	—	—
		支出	15,759,143	15,759,143	—	—
支出合計		35,766,291		35,766,291	—	—
総計 (一般会計+特別会計 +企業会計)		343,949,414	173,804	344,123,218	—	—

令和2年度 11月13日専決

一般会計

(豊專第61号)

(歳入)

(単位:千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
1 市 税	99,679,472		99,679,472	42.2	42.2	
2 地 方 譲 与 税	1,276,000		1,276,000	0.5	0.5	
3 利 子 割 交 付 金	59,000		59,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	462,000		462,000	0.2	0.2	
5 株式等譲渡所得割交付金	281,000		281,000	0.1	0.1	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,729,000		2,729,000	1.2	1.2	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	9,938,000		9,938,000	4.2	4.2	
8 ゴルフ場利用税交付金	349,000		349,000	0.2	0.1	
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	44		44	0.0	0.0	
10 環 境 性 能 割 交 付 金	363,000		363,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	477,000		477,000	0.2	0.2	
12 地 方 交 付 税	800,000		800,000	0.3	0.3	
13 交通 安全 対 策 特 別 交 付 金	59,000		59,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	159,052		159,052	0.1	0.1	
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,678,716		2,678,716	1.1	1.1	
16 国 庫 支 出 金	66,369,296	173,804	66,543,100	28.1	28.2	
17 県 支 出 金	11,204,608		11,204,608	4.7	4.7	
18 財 产 収 入	446,046		446,046	0.2	0.2	
19 寄 附 金	303,767		303,767	0.1	0.1	
20 繰 入 金	18,429,128		18,429,128	7.8	7.8	
21 繰 越 金	7,249,489		7,249,489	3.1	3.1	
22 諸 収 入	4,640,101		4,640,101	2.0	2.0	
23 市 債	8,277,900		8,277,900	3.5	3.5	
合 計	236,230,619	173,804	236,404,423	100.0	100.0	

歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳		
		補正額	補正前	補正後
16 国庫支出金	173,804	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ナ 接 種 体 制 確 保 事 業 費 补 助 金	173,804	0 173,804
合 計	173,804			

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
1 議会費	895, 919		895, 919	0. 4	0. 4	
2 総務費	62, 454, 491		62, 454, 491	26. 4	26. 4	
3 民生費	61, 673, 152		61, 673, 152	26. 1	26. 1	
4 衛生費	23, 197, 233	173, 804	23, 371, 037	9. 8	9. 9	
5 労働費	906, 769		906, 769	0. 4	0. 4	
6 農林水産業費	3, 053, 795		3, 053, 795	1. 3	1. 3	
7 商工費	7, 236, 536		7, 236, 536	3. 1	3. 1	
8 土木費	32, 265, 982		32, 265, 982	13. 6	13. 6	
9 消防費	7, 462, 300		7, 462, 300	3. 2	3. 1	
10 教育費	27, 364, 288		27, 364, 288	11. 6	11. 6	
11 災害復旧費	1, 041, 000		1, 041, 000	0. 4	0. 4	
12 公債費	7, 949, 154		7, 949, 154	3. 4	3. 4	
13 諸支出金	30, 000		30, 000	0. 0	0. 0	
14 予備費	700, 000		700, 000	0. 3	0. 3	
合計	236, 230, 619	173, 804	236, 404, 423	100. 0	100. 0	

歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳		
		補正額	補正前	補正後
4 衛 生 費	173,804	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 ワ ク チ ン 接 種 事 業 費	173,804	0 173,804
合 計	173,804			

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区分	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
人件費	32,902,255		32,902,255	13.9	13.9	
物件費	36,001,230	173,804	36,175,034	15.2	15.3	
維持補修費	3,334,057		3,334,057	1.4	1.4	
扶助費	33,076,143		33,076,143	14.0	14.0	
補助費等	70,500,557		70,500,557	29.9	29.8	
普通建設事業費	39,515,142		39,515,142	16.7	16.7	
災害復旧事業費	1,041,000		1,041,000	0.4	0.5	
公債費	7,949,154		7,949,154	3.4	3.4	
積立金	108,061		108,061	0.1	0.1	
投資及び出資金	572,000		572,000	0.3	0.2	
貸付金	531,000		531,000	0.2	0.2	
繰出金	10,000,020		10,000,020	4.2	4.2	
予備費	700,000		700,000	0.3	0.3	
合計	236,230,619	173,804	236,404,423	100.0	100.0	

令和 2 年度

豊田市 一般会計 補正予算資料
特別会計

(12月補正)

令和2年度12月補正 各会計別 予算総括表

(単位:千円・%)

区分	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考	
一般会計	236,404,423	1,215,061	237,619,484	76.7	76.8	議案第139号	
特別会計	国民健康保険	33,970,619	△ 3,587	33,967,032	11.0	11.0	議案第140号
	土橋	1,661,297	△ 2,883	1,658,414	0.5	0.5	議案第141号
	地区画整理	455,395	△ 8,139	447,256	0.2	0.2	
	寺部						
	花園	3,214,166	3,182	3,217,348	1.0	1.0	
	分譲住宅建設	7,458	1,657	9,115	0.0	0.0	議案第142号
	卸売市場	207,027	△ 3,093	203,934	0.1	0.1	議案第143号
	水道水源保全	80,352		80,352	0.0	0.0	
	母子父子寡婦福祉	20,779		20,779	0.0	0.0	
	介護保険	26,271,457	△ 6,377	26,265,080	8.5	8.5	議案第144号
財産区	盛岡	4,401		4,401	0.0	0.0	
	賀茂	7,094		7,094	0.0	0.0	
後期高齢者医療	5,691,993	5,446	5,697,439	1.9	1.8	議案第145号	
産業用地造成	360,466		360,466	0.1	0.1		
小計	71,952,504	△ 13,794	71,938,710	23.3	23.2		
合計 (一般会計+特別会計)	308,356,927	1,201,267	309,558,194	100.0	100.0		
企業会計	水道事業	収入 14,093,565		14,093,565	—	—	
	支出	20,007,148		20,007,148	—	—	
	下水道事業	収入 12,092,861		12,092,861	—	—	
	支出	15,759,143		15,759,143	—	—	
	支出合計	35,766,291		35,766,291	—	—	
総計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	344,123,218	1,201,267	345,324,485	—	—		

令和2年度12月補正 一般会計 (議案第139号)

(歳入)

(単位:千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
1 市 税	99,679,472		99,679,472	42.2	42.0	
2 地 方 譲 与 税	1,276,000		1,276,000	0.5	0.5	
3 利 子 割 交 付 金	59,000		59,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	462,000		462,000	0.2	0.2	
5 株式等譲渡所得割交付金	281,000		281,000	0.1	0.1	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,729,000		2,729,000	1.2	1.2	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	9,938,000		9,938,000	4.2	4.2	
8 ゴルフ場利用税交付金	349,000		349,000	0.1	0.1	
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	44		44	0.0	0.0	
10 環 境 性 能 割 交 付 金	363,000		363,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	477,000		477,000	0.2	0.2	
12 地 方 交 付 税	800,000		800,000	0.3	0.3	
13 交通 安全 対 策 特 別 交 付 金	59,000		59,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	159,052		159,052	0.1	0.1	
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,678,716		2,678,716	1.1	1.1	
16 国 庫 支 出 金	66,543,100	441,246	66,984,346	28.2	28.2	
17 県 支 出 金	11,204,608		11,204,608	4.7	4.7	
18 財 产 収 入	446,046		446,046	0.2	0.2	
19 寄 附 金	303,767	27,100	330,867	0.1	0.1	
20 繰 入 金	18,429,128	85,873	18,515,001	7.8	7.8	
21 繰 越 金	7,249,489	128,087	7,377,576	3.1	3.1	
22 諸 収 入	4,640,101	263,855	4,903,956	2.0	2.1	
23 市 債	8,277,900	268,900	8,546,800	3.5	3.6	
合 計	236,404,423	1,215,061	237,619,484	100.0	100.0	

歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳		
		補正額	補正前	補正後
16 国庫支出金	441, 246	生 活 保 護 費 負 担 金	137, 316	2, 813, 065
		感 染 症 予 防 費 負 担 金	165, 106	3, 806
		地 方 創 生 抱 点 整 備 交 付 金	125, 000	0
		介 護 職 チ 一 ム ケ ア 実 践 力 向 上 推 進 事 業 費 補 助 金	13, 824	0
19 寄 附 金	27, 100	先 進 技 術 等 推 進 事 業 寄 附 金	2, 100	0
		ス ポ ー ツ 事 業 寄 附 金	25, 000	0
20 繰 入 金	85, 873	財 政 調 整 基 金 繰 入 金	85, 873	9, 292, 500
21 繰 越 金	128, 087	前 年 度 繰 越 金	128, 087	7, 249, 489
22 諸 収 入	263, 855	過 年 度 収 入	260, 222	1
		ク リ ー ン エ ネ ル ギ 一 自 動 車 等 導 入 費 補 助 金	2, 040	0
		医 療 提 供 体 制 設 备 整 備 交 付 金	1, 593	0
23 市 債	268, 900	総 务 債	268, 900	935, 500
合 計	1, 215, 061			1, 204, 400

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
1 議会費	895, 919	△ 10, 344	885, 575	0. 4	0. 4	
2 総務費	62, 454, 491	272, 743	62, 727, 234	26. 4	26. 4	
3 民生費	61, 673, 152	610, 892	62, 284, 044	26. 1	26. 2	
4 衛生費	23, 371, 037	484, 460	23, 855, 497	9. 9	10. 0	
5 労働費	906, 769	8, 830	915, 599	0. 4	0. 4	
6 農林水産業費	3, 053, 795	3, 738	3, 057, 533	1. 3	1. 3	
7 商工費	7, 236, 536	△ 156, 949	7, 079, 587	3. 1	3. 0	
8 土木費	32, 265, 982	△ 10, 040	32, 255, 942	13. 6	13. 6	
9 消防費	7, 462, 300	8, 287	7, 470, 587	3. 1	3. 1	
10 教育費	27, 364, 288	3, 444	27, 367, 732	11. 6	11. 5	
11 災害復旧費	1, 041, 000		1, 041, 000	0. 4	0. 4	
12 公債費	7, 949, 154		7, 949, 154	3. 4	3. 4	
13 諸支出金	30, 000		30, 000	0. 0	0. 0	
14 予備費	700, 000		700, 000	0. 3	0. 3	
合計	236, 404, 423	1, 215, 061	237, 619, 484	100. 0	100. 0	

歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
			補正額	補正前	補正後
1 議会費	△ 10,344	人件費（議員）	△ 2,106	611,024	608,918
		人件費（一般職）	△ 8,238	170,272	162,034
2 総務費	272,743	人件費（特別職・一般職）	△ 93,510	5,385,779	5,292,269
		世界ラリー選手権開催推進費	△ 37,000	41,000	4,000
		未来都市推進事務費	7,253	22,073	29,326
		先進技術等移動支援事業費	2,100	33,493	35,593
		どんぐりの里再整備費（継続費）	393,900	0	393,900
3 民生費	610,892	人件費（一般職）	77,499	5,770,820	5,848,319
		介護職チームケア実践力向上推進事業費補助金	13,824	0	13,824
		生活保護扶助費	183,090	3,800,754	3,983,844
		社会福祉費過年度国県支出金返還金	77,086	0	77,086
		障がい者福祉費過年度国県支出金返還金	5,764	0	5,764
		児童福祉費過年度国県支出金返還金	255,909	0	255,909
		国民健康保険特別会計繰出金	△ 3,587	2,401,922	2,398,335
		介護保険事業特別会計繰出金	△ 4,139	4,070,322	4,066,183
		後期高齢者医療特別会計繰出金	5,446	754,753	760,199
		人件費（一般職）	125,834	2,605,149	2,730,983
4 衛生費	484,460	乙ヶ林診療所施設整備費	1,155	0	1,155
		南部休日救急内科診療所施設整備費	1,155	0	1,155
		豊田地域医療センター医療機器等整備費	8,028	52,250	60,278
		新型コロナウイルス感染症対策費	308,804	0	308,804
		試験検査費	21,411	60,713	82,124
		保健衛生費過年度国県支出金返還金	2,953	0	2,953
		母子保健費過年度国県支出金返還金	15,120	0	15,120

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
			補正額	補正前	補正後
5 労 働 費	8,830	人 件 費 (一 般 職)	8,830	24,427	33,257
6 農 林 水 產 業 費	3,738	人 件 費 (一 般 職)	6,831	555,570	562,401
		卸 売 市 場 特 別 会 計 繰 出 金	△ 3,093	35,991	32,898
7 商 工 費	△ 156,949	人 件 費 (一 般 職)	21,051	333,416	354,467
		產 業 展 負 担 金	△ 10,000	0	△ 10,000
		豊 田 お い で ん ま つ り 開 催 負 担 金	△ 168,000	198,000	30,000
8 土 木 費	△ 10,040	人 件 費 (一 般 職)	△ 2,950	2,636,494	2,633,544
		都 市 計 画 事 業 土 地 区 画 整 理 特 別 会 計 繰 出 金	△ 8,479	2,364,258	2,355,779
		分 讓 住 宅 建 設 事 業 特 別 会 計 繰 出 金	1,389	7,423	8,812
9 消 防 費	8,287	人 件 費 (一 般 職)	8,287	4,599,136	4,607,423
10 教 育 費	3,444	人 件 費 (特 別 職 · 一 般 職 · 非 常 勤 一 般 職)	△ 6,556	4,085,324	4,078,768
		J リ ー グ ホ ー ム タ ウ ン 推 進 費	17,450	4,941	22,391
		中 央 公 園 施 設 整 備 費	7,550	29,166	36,716
		(仮) 機能と装飾展開催費	△ 15,000	26,754	11,754
合 計	1,215,061				

継続費補正（追加）

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	2 地域振興費	どんぐりの里再整備事業	537,800	令和2	393,900
				3	115,200
				4	28,700

繰越明許費補正（追加）

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	6 住宅費	(仮)三河豊田駅前地区 優良建築物等整備事業	80,200

債務負担行為補正（追加）

(単位：千円)

事項	期間	金額
市道改良事業 (市道三好岡崎線)	令和3年度	33,000

地方債補正（変更）

(単位：千円)

起債の目的	補限 正度 前額	補限 正度 後額
地域振興事業費	196,600	465,500

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区分	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
人件費	32,902,255	134,972	33,037,227	13.9	13.9	
物件費	36,175,034	7,698	36,182,732	15.3	15.2	
維持補修費	3,334,057		3,334,057	1.4	1.4	
扶助費	33,076,143	183,090	33,259,233	14.0	14.0	
補助費等	70,500,557	490,751	70,991,308	29.8	29.9	
普通建設事業費	39,515,142	411,013	39,926,155	16.7	16.8	
災害復旧事業費	1,041,000		1,041,000	0.5	0.4	
公債費	7,949,154		7,949,154	3.4	3.4	
積立金	108,061		108,061	0.1	0.1	
投資及び出資金	572,000		572,000	0.2	0.2	
貸付金	531,000		531,000	0.2	0.2	
繰出金	10,000,020	△ 12,463	9,987,557	4.2	4.2	
予備費	700,000		700,000	0.3	0.3	
合計	236,404,423	1,215,061	237,619,484	100.0	100.0	

(単位：千円)

		(歳 入)		
議案第140号 国民健康保険	款	補正前の額	補正額	計
	1 国民健康保険税	7,573,919	0	7,573,919
	2 国庫支出金	3,741	0	3,741
	3 県支出金	22,865,228	0	22,865,228
	4 財産収入	2,314	0	2,314
	5 繰入金	3,331,369	△ 3,587	3,327,782
	6 繰越金	20,000	0	20,000
	7 諸収入	174,048	0	174,048
	合 計	33,970,619	△ 3,587	33,967,032

		(歳 出)		
議案第140号 国民健康保険	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	401,565	△ 3,587	397,978
	2 保険給付費	22,591,664	0	22,591,664
	3 国民健康保険事業費納付金	10,541,561	0	10,541,561
	4 保健事業費	367,413	0	367,413
	5 基金積立金	2,314	0	2,314
	6 諸支出金	61,102	0	61,102
	7 予備費	5,000	0	5,000
	合 計	33,970,619	△ 3,587	33,967,032

(単位：千円)

議案第141号 都市計画事業 土地区画整理 (土 橋)	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事 業 収 入	1	0	1
	2 負 担 金	964, 200	0	964, 200
	3 使用料及び手数料	110	0	110
	4 繰 入 金	696, 813	△ 2, 883	693, 930
	5 繰 越 金	1	0	1
	6 諸 収 入	172	0	172
	合 計	1, 661, 297	△ 2, 883	1, 658, 414
(歳 出)				
款	補正前の額	補正額	計	
1 土橋土地区画整理費	1, 661, 297	△ 2, 883	1, 658, 414	
合 計	1, 661, 297	△ 2, 883	1, 658, 414	
都市計画事業 土地区画整理 (寺 部)	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事 業 収 入	104, 000	0	104, 000
	2 負 担 金	192, 000	0	192, 000
	3 使用料及び手数料	160	0	160
	4 繰 入 金	159, 086	△ 8, 139	150, 947
	5 繰 越 金	1	0	1
	6 諸 収 入	148	0	148
	合 計	455, 395	△ 8, 139	447, 256
(歳 出)				
款	補正前の額	補正額	計	
1 寺部土地区画整理費	455, 395	△ 8, 139	447, 256	
合 計	455, 395	△ 8, 139	447, 256	

(単位：千円)

		(歳 入)			
		款	補正前の額	補正額	計
都市計画事業 土地区画整理 つづき (花 園)	1 事 業 収 入	1	0	0	1
	2 負 担 金	1, 705, 600	0	0	1, 705, 600
	3 使用料及び手数料	80	0	0	80
	4 繰 入 金	1, 508, 359	2, 543	2, 543	1, 510, 902
	5 繰 越 金	1	639	639	640
	6 諸 収 入	125	0	0	125
	合 計	3, 214, 166	3, 182	3, 182	3, 217, 348
(歳 出)					
		款	補正前の額	補正額	計
議案第142号 分譲住宅 建設事業	1 花園土地区画整理費	3, 214, 166	3, 182	3, 182	3, 217, 348
	合 計	3, 214, 166	3, 182	3, 182	3, 217, 348
(歳 入)					
		款	補正前の額	補正額	計
議案第142号 分譲住宅 建設事業	1 事 業 収 入	1	0	0	1
	2 使用料及び手数料	31	0	0	31
	3 繰 入 金	7, 423	1, 389	1, 389	8, 812
	4 繰 越 金	1	268	268	269
	5 諸 収 入	2	0	0	2
	合 計	7, 458	1, 657	1, 657	9, 115
(歳 出)					
		款	補正前の額	補正額	計
議案第142号 分譲住宅 建設事業	1 宅 地 造 成 費	7, 358	1, 657	1, 657	9, 015
	2 予 備 費	100	0	0	100
	合 計	7, 458	1, 657	1, 657	9, 115

(単位：千円)

(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額
議案第143号	1 使用料及び手数料	100,468	0
卸 売 市 場	2 繰 入 金	35,991	△ 3,093
	3 繰 越 金	1	0
	4 諸 収 入	70,567	0
	合 計	207,027	△ 3,093
(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額
	1 卸 売 市 場 費	206,527	△ 3,093
	2 予 備 費	500	0
	合 計	207,027	△ 3,093

(単位：千円)

		(歳 入)		
		款	補正前の額	補正額
議案第144号	介護保険事業	1 保 険 料	6, 508, 250	0
		2 手 数 料	1, 405	0
		3 国 庫 支 出 金	4, 834, 826	△ 512
		4 支 払 基 金 交 付 金	6, 651, 030	△ 690
		5 県 支 出 金	3, 653, 300	△ 320
		6 財 産 収 入	2, 329	0
		7 寄 附 金	1	0
		8 繰 入 金	4, 613, 603	△ 4, 855
		9 繰 越 金	1	0
		10 諸 収 入	6, 712	0
		合 計	26, 271, 457	△ 6, 377
				26, 265, 080
		(歳 出)		
		款	補正前の額	補正額
		1 総 務 費	668, 703	△ 3, 819
		2 保 険 給 付 費	23, 868, 154	0
		3 地 域 支 援 事 業 費	1, 714, 582	△ 2, 558
		4 基 金 積 立 金	1	0
		5 諸 支 出 金	10, 017	0
		6 予 備 費	10, 000	0
		合 計	26, 271, 457	△ 6, 377
				26, 265, 080

(単位：千円)

		(歳 入)		
		款	補正前の額	補正額
議案第145号 後期高齢者医療	1 後期高齢者医療保険料	4,925,273	0	4,925,273
	2 繰 入 金	754,753	5,446	760,199
	3 繰 越 金	1,000	0	1,000
	4 諸 収 入	10,967	0	10,967
	合 計	5,691,993	5,446	5,697,439

		(歳 出)		
		款	補正前の額	補正額
	1 総 務 費	122,275	5,446	127,721
	2 広 域 連 合 納 付 金	5,559,231	0	5,559,231
	3 諸 支 出 金	10,487	0	10,487
	合 計	5,691,993	5,446	5,697,439